佐上下下 田田田隣 部原原原接 地 池中津浦距 ノ里荷神離 山間間間 間距距距 距離離離 離 里里里里 十十四五 八八町町 町町 五四五 ++++六八四五 間間間間

諸 合自人荷科車 表 計車車車目 大 四正 年

大 五正 年 大 八二 五正四二七五七 年

り中

川記

小所

川に

`依

色れ

川ば

小の

口恐

`怖

太の

田最

のも

諸甚

郷だ

荘し

なき り牟

と婁

せ郡

そ内

のに

村同

に患

移者

送発

し生

てす

療る

養時

をは

加之

えを

し他

むの

° ŋ

崎

`す

痘つ病し設 。に紀瘡医むめけ

在伊恐師者てて

り続るもあ決病

て風る治るし者

は土に療時てを

七のる方そにれ 。をの近他

記至のは之入

知費づ村

ら用かの

ざ莫ず常

る大貴に

をに賤痘

以し貧瘡

てて富す

大一とる

半家な所

死滅くよ

亡亡皆り

すに然人

る陥りを

にる `雇

至は故い

る免にて

是れ一看

をず度護

以、痘な

て且瘡さ

七一 一七六八五 六一六九六

転力

八二

兀 座 ょ 年 n 下 夫 \blacksquare 原 駄 賃 ま 覚 で

天

明

古

三状荷里 此一持物十 駄 四人人九 賃町足足町

仝 賃 米 三六 合合

十 八 文

住屋

中 西 は 大 庄 下 高田 池原 在庄

第 衛 牛

痘

瘡

中

西

孫

左

衛

門

殿

右

之

通

御

座

候

以

上

津

荷

村

ょ

ŋ

下

田

原

ま

で

伝る脱痘かとの 播にせ瘡、あ人痘 し至んに因り新瘡 来れが罹襲て羅の れるたるの其国我 るがめべ久のにが 者、軽きし伝漂国 あ又症もき播流に る一患の多はし入 時方者と数古痘り はにになのき毒し 決於接し民歴には、 しい近、衆史染、 ててし軽はをみ古ま 村内に入れている。 れを希病常に武 し恐望みとこれ天 め怖せてな惨よ皇 ずしん早し毒り天 てとく、を日平 山、すそ人与本七 中偶るのはえに年 に々者苦一て流春 小他を難度来布 屋よ生よ必れせ筑 をりずりずるり紫

> る有すも 遠舎月貫瘡 部治て田 町 る餘 為耶るの以に修利文人此上行他原因大太のり後 左無にな上患繕一の養の田政方佐み字田風恐に に耶依きの者料割収生協原はは部に木組習怖至 一のりに約のと三容所定と凡本は云ノ各をせり 件間てよ東収し歩料をは同て藩太う川村生ざて 書に之りに容てのに設最一両直田 `部にずるは 類消を分依を十算減く初の分轄組已落於る他是 を滅証明り引五出額るは歩せにににといに村等 搭せすなて受貫としに年調ら属属沿協て至にの 載しべら幾く文し `在々をれしし革定もれ依諸 もくざ許るをてさり十取居其 `のし文り託村 の `れ人に提略るし貫りるの下部同化 な明どの定供七代が文てに管田に地年 る治も病めし貫り `の太拘轄原述の中 べ維兎者た、文に後収田ら廳はべ病浦 し新にをり右の一こ容組ずを古た者神 に収時の料の、異座るに村 。の角移 尚変実送 て入に協を協此に組如収庄 病に五定提定のせにく容屋 そ遷行せ のにさし 者相十を供に協る属現をの 顛際れや の当貫変し加定がし今依斡 有せ匁更十わに故 `の託旋 末会し文 をし事書 無しをしヶれはに新田せに

る文村撝生 未ず中相致一 年つ納頼さ 迄其得ませ太 住御有れ呉田 ケ村之候れ組 年よ段儀候十請 のり々に様九込 間御各付各ヶ一 渡方村方村札 疱可へ中よのの 瘡被及へり内事 人成掛披御此 養筈合露座度 生に申に候疱 所て候及に瘡 引相処び付小 請極 `候き屋 候申家処村当 儀候守無中村 相に料撝へで 違付と相披相 無 `し頼露建 御当てまに置 座戌年れ及 候年々候び疱 。よ銭儀候瘡 右り十に処人

年来貫付無養

- 1 -

にめ支て年り下 、宮原りよ

原般領の

ものに内

佐民し上

拘、出一を。田諸半村

ら別しヶ限

ずに之年り

永病を七痘

明こはの

らの日徴

か協伝す

に定のべ

すは存き

札々 為極 後の 日通 件銭 御十 座貫 候文 貴 殿 引 請 に 7 無 間 違 御 渡 可 被 下 筈 に て 請

込

如

佐 野 木

肝庄川 煎屋村 兵嘉 蔵兵 衛

相 庄 極 屋 ŋ 候 三 右 に 付 衛 仍 門 7

右

之

通

浦

神

浦

佐奥 佐野印 野組如 組大件 木庄 ノ屋

垣

徳

兵

衛

五. 全全全全全全全全全全全全重全全全人組肝庄川 組頭煎屋村石

衛郎

立

四嘉勝源佐又徳嘉甚嘉勢市丸三庄友興善兵嘉 郎右蔵作平吉右三右平太兵太右吉蔵兵五蔵兵 左衛 衛兵衛 夫衛夫衛 太 衛門 門衛門

左右故の屋葺跡屋貫右、又、世儀證 万十候曽々に参被嫌 万十候曽々でして世もり及い 一人で屋銭に任託不可堅由 永け作文の三兼々候後に 至候 可り共世間料取渡の候七にの之 致候当話敷に前し利得貫就村候 候て村一敷に前し利得貫就村候 可右可々に息ばすべ、、 村に 致之致利不を、請は、 にりで、通筈息及取此取 申にの候立節可村し段足候内。申銭申々疱浦 故越 障さ 申れ 候得七尚候五筈疱瘡神

候 、病 後の 々納 に屋 焼の 失儀 等は の四 節間 は半 又に々二 其間 村に よして 御六 建畳 可敷被三 下室 候に 仕 切 建 置 可 申

当 養 村生村 Þ よ可 り申の 仮筈儀 新に下布 屋候、出 建若来 済又候 候て 大時 勢 世 出 話 来 致 病 持 L の込 可 申納申 *屋屋 声に計は 候にば で右 届病 きの 不納 申屋 候に はて ば致

定文百 候相文介 一済に抱 *相人 尽 夜都決若 百合めし 文二申当 へより 一百 す - 村 に らり外一口文宛切 り外一銭も文宛相渡し、なお病人: ŧ 世に可申しては、 いば 不 等にこれ 申 筈 候候はも に 申 万ばねる女に 定 祝に 候病儀 病死仕しる 候て夜 は又に ば百賃 右 銭

之り 候持疱 て参瘡 もに出 其て来 の骨候 余折村 は込方 ーに ょ 銭賃り ・銭三二 し貫籠 ア文に与 不 申 相候 筈 定は、 に 申 候ば、 · 究 侯縱二 何人 体駕 の籠 天一 気挺 合当 に方 有よ

門

可り 申可病 候申人 °筈夜 に分 候見 。廻併の し儀 変は に 应夜 心じ病家となに三人 ょ 限 り 断村 出中 候はば-順番型 何廻 り 人 に廻 にてもに 遣 見 し廻

出当人 し村宇 不よ久 申り井 筈持浦 に来迄 候り船 いに 人て 二乗 人参 賃り 銭 当 六 村 百 文 駕 に 相籠 究頼 申み 参 ° ŋ 其候 のは 余ば は駕 一籠

銭

も挺病

候永候 々得右 若故ば銭 伐障 払不地十 度申下五 中地震 はは大文 浦致山請 御世間を一切である。 浦侯。 一屋でで て 元候千八个本行 相ば植々 届時置印 けの候し 候村て無 伐人子之 て役 伐払可由人頭立た子々孫な一候はてい 申も々は 候譯に不 合至相 1 る 済 立迄 申

参 百病 立 文 、 人 寺有 へ約 2 め候 可得 申ば 筈 寺 に 0) 申 甲室へ 候葬 ° ŋ 御地 布代 施布 の施 儀料 は とし 右 同って 断其 当 人 ょ り

`米 追薪 て油 夫塩 々味 代曾 銀 \mathcal{O} 請儀 取は 可病 申出 候候 村 方 庄 屋 ょ ŋ 頼 参 ŋ 候 は ば 世 話 致

可 右申諸 文之候事 。 の 村 庄 屋 元 断 出 候 は ば 何 事 にて ŧ 可 然 様 取 計 遣 L

化通 十り 一双 年方 甲相 戌談 十相 一決 月 l 申 候 に 付 為 永 證 文 仍 如 件。

惣 村 中

九

月

日

八

月

+

八

日

八

月

日

甚五興輿傳彦忠五儀長才吉森三 兵右兵三右四助次平四助三右右 兵次郎 衛衛次右衛郎 次衛衛 衛門 衛 門門 殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

に大

中中井大長高庄和粉下下佐上浦

里ノ鹿居井土村田白里田部田神

仝仝仝仝仝仝仝仝仝仝仝庄

村

村村村原村原浦

村

村川村村村井

虎 列 刺 病 及 痢

月各寄二清れ流 二地留年国り行虎 。せ列 +に、五厦 六伝三月門爾し刺 日染浦二地来は病 し元十方久安の た 次五よし政初 委 り。郎日りく五め (大島村民の (大島村 為せ渡之日の蔓が国文 村も辺状死船延、各政 。長況亡主せ明地五 一を計和り治と年 郎摘し歌。十もに 初記よ山本年其し 三すり市郡西のて 名れ忽南に南災 にばち雑て戦害次 検 郡賀は争をぎ 内町十中蒙に 疫

+ 八 Н 為め増する川村なる川村なる世しむ 弥 。郎 橋 本 興

七

月

七

月

 \equiv

七

+ 日 に せし す。田 勉む七 造 初 8 三 名 に 七

検

郎

疫 疫 分遣 す。田 作 初 8 三 名 に 検

浦 検 疫 所 詰 差 免 L 更 に 古 座

を 。古派大檢檢委虎委虎檢虎員虎 むに は る 郡 書 記 尾 崎 正 督

日 百す は刺 る病 る避 を病 以舎 てー 郡ヶ 書所 記を 和設 田置

虎 列 刺 15 罹 ŋ L ŧ \mathcal{O} 本 日

+

月

九

月

+

三

八 日 一 日 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 市 樹 十 一 一 日 。 浦る 村や 新其 宮 上 熊 野 地 浦 に に 流 発 行 たし、 L 次 終 V に で 市古 野座 夕浦 村

きに衛延 `翌は蔓類す翌至島該 ^{、須}十大延似る十り浦病 下江五島し虎に三 7 一、 大型に 一年七月 一年七月 一年七月 一年七月 一年七月 一年七月 一年七月 本郡に蔓ば 一年七月 本郡に蔓ば 一年七月 本郡に蔓ば 一年七月 本郡に蔓ば 一年七月 本郡に 三十りで 下 ぎ死次四浦 虎 、 ル ー 有 で 八 応 列 姫 中 宮 田 一 浦 月 列 四、 十病 大力 た。 大力 発 患中原も 者湊浦甚 のの山だ 最各本し も村勘く 多浦兵蔓

下向 郡、座十之に 病のおそ、、古田生に、一四名に りに野三 流山輪 三行 \崎 輪せ高 崎り池西

病

し年 十伝宇 四治名し井 猫り四総原、 獗赤名数古 を痢に気口 名 に大 及島 び 、高 翌池 $+_{JII}$ 兀 年三 に尾 # JII 患地 者方

三に

。の明六播久 後 行 年 を Þ 多 少 し、 0 患翌 者 を十 診六 ざるこ 七 لح な九

三 隔 離

二る則村防備の 正最棟をにに法準必か 免準於の備要く が、字準 陰伝八か、字平 性染坪大とにより、 たまった。 が 病患者 で 大正四に 大正四に 大本種 で 大正四に 大本種 で 大本種 南患者一名ありたるに過ぎず。 「内務省に於ては二十年四月を 上四年大字下田原区に於て木造 がても之に準じて諸種の規程を 設けたり。本村に 諸種の規程を設けたり。本村に 諸種の規程を設けたり。本村に は法律第三十六号を がても之に準じて諸種の規程を がても之に準じて諸種の規程を がでも之に準じて諸種の規程を がでも之に準じて諸種の規程を がでも之に準じて諸種の規程を がでも之に準じて諸種の規程を がでも之に準じて諸種の規程を がでも之に準じて諸種の規程を がでも之に準じて諸種の規程を がでも之に準じて諸種の規程を 造固にを ををに 瓦よ於設以以 家完右り染病離 建全諸。病院病 てな規本予設舎

大 六近(此 陰伝 °Ú P 患 者 名

大大 大 而大字明字明字隔 病下し正下治上治佐離 舎田て四田二田二部病 と原下年原十原十字舎 な区田四玉八和八役調 るよ原月蔵年田年見 にり建建院十谷十谷 月一月一 建五建五 設五設五 敷番敷番 地地地の + + 坪 八 坪 建 物 建 九 物 七 坪

隔際 至之設設 れをの り村隔敷 。に離地 提病二 供舎百 しは六 た大十 る正坪 に六 よ年建 り九物 `月三 目部十 下落八 に有坪 て財 は産 本統 村一 のの

匹 疾

て中に 総死、疾 数者本病 の病村中 四類に最 割表於も 強にい多 な依て数 りればを ば呼占 、 吸む 化 総器る 計六十つは一般 は 般 - 六人中の多数ないののでは、 T呼吸い いるも 7 影の於 病のい 者如て 二し消 十°化 八大器 強 名正病 な に七な 。し年る

> 大種於吸律尤 正のい器すも 五伝て病べ同 年染発とか年 中性育消らは に疾及化ざ流 於患び器る行 けの栄病も性 る発養は、感 施生的各大冒 治し疲七正猖 患たの名五獗 者る十に年を 表に一し統極 に依名て計め 於るを `にた いも算二於る てのせ割い年 見とる弱てな るすはをもれ 、占総ば こめ計 れた三之 同り十を 年 °六以 小同名で 児年中一

に中、様

一に呼に

合外泌消神骨発呼血皮伝病 襲尿化経及育吸行膚染 性及器系関及器器及性 計病生病及節栄病病筋病名 五病養 殖 病 器 管 的 病 病 病 兀 一匹 九 五. 二七二六男 一八八一五二 \bigcirc \Box \bigcirc 一五 二五二二女 三七八七五 七 九一 二〇計 三一五九二七 四二四八

肺はるし 病本とて 患村き 者疾は消 の患患化 皆の者器 無主の病 な要六と る病割呼 はた二吸 甚る分器 だをに病 喜知該と ぶる当は べべせ総 ききり数 現な。の 象り以約 。て三 な ŋ 呼割 吸に 器し て、 病 لح 消両 化者 器を 病合

とせに

死 亡 者 病 類

合外泌消呼神血発伝病 襲尿化吸経行育染 性及器器系器及性 計病生病病及病栄病名 殖 五. 養 器 管 的 病 病 大 五三三二六一男正 五 二四一 一五二女 七七四三一三計 八〇二七〇二三四〇男大 正 六 ○九八一三五一女年

六一二六八三六九一計